

社会福祉法人恩心会 役員及び評議員報酬等規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恩心会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等へ出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、役員報酬に準じて支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、別表1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員の報酬は、別表2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行にあたった場合の費用弁償は、別表3に定める額とする。ただし、職員としての立場を有する理事が理事会等へ出席した場合は、費用弁償は行わないものとする。

- 2 職員としての立場を有する理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員が、法人業務の為に出張する場合は、出張に要する旅費を、旅費規程に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 職員としての立場を有する理事の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 職員としての立場を有する理事以外の役員及び評議員の報酬等は、必要の都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

この規程は、平成30年6月9日から施行する。

この規程は、平成31年6月23日から施行する。

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。(令和2年3月23日評議員会決議)

別表1 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事長

用 件	日 額
理事会への出席	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(2) 理事

用 件	日 額
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

(3) 監事

用 件	日 額
理事会・監事監査への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	18,000円

別表2 (評議員の報酬)

用 件	日 額
評議員会への出席	15,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	15,000円

別表3 (費用弁償)

交通費・宿泊費等	旅費規程別表第2に定める額
----------	---------------